

『罪と罰』における「良心」の構造

——良心の用法をめぐって——

はじめに

本論における私達の意図は、単語「良心」の用法とその概念に注目しながら『罪と罰』における良心の構造を明らかにしようとすることである。

ベルジャーエフは「何びともドストエーフスキイ以前、彼ほどに良心の呵責と悔恨を研究し描いたものはいなかった」と述べているが、⁽¹⁾確かに、ドストエーフスキイの作品、特に後期の長編小説において「良心」は重要な働きをになっている。

そして『罪と罰』においても「罪を犯す良心の状態」は「天才的な描写の中で表現」されていると言えるだろう。⁽²⁾

だが後に詳しく見るように、文学作品『罪と罰』における「良心」の用法は、かなり複雑であり対立や矛盾をも含んでいる。

以下私達は次節で、「良心」をめぐる問題の所在を明らかにし、その後で『罪と罰』の中で単語「良心」がどのように用いられているかを具体的に調べ、その概念をカントにおける「良心」

の概念と比較しながら分析することによって、この長編小説が持つ「良心」の全体的な構想に迫りたいと思う。

高橋 誠一郎

一、問題の所在

私達はまず『罪と罰』における本編とエピソードとの関係を一瞥しながら、「良心」をめぐる問題の外殻を明らかにしておきたい。

よく知られているようにこの作品は、六部からなる本編とエピソードから成り、本編ではラスコーリコフの犯行から自首までが、そしてエピソードでは彼の甦生が描かれている。だがホルクイスが指摘しているように、本編とエピソードとの「不連続性」のために「多くの人が、結末がこじつけみたいだ、とってつけたようだ、と異議を唱えている」のである。⁽³⁾そしてこのような異議はしばしばラスコーリコフの甦生に対する激しい批判となりえている。

たとえばエウニンはエピソードにおける「光明到来の話は、本

質的には、主人公の主題的物語に対しては、ほとんど説得性のない外面的な、つけ足しに過ぎない」と断言している。⁽⁴⁾

またE・H・カーもラスコーリニコフが甦生するという事態は「ある程度真実をおびている」ことを認めつつも、しかし「エピソードにおけるラスコーリニコフはすでに以前の彼の病みほうけた影のようなもので、人を納得させるようなものはまるでない」と述べている。⁽⁵⁾

そしてこの長編小説を「怒り狂う良心の記録」ととらえた小林秀雄氏も、創作ノットに「ラスコーリニコフは自殺する」という案が書かれていることを指摘しながら、ラスコーリニコフが甦生するエピソードは「読者の心持ちの方を考えて」書かれていたのではないかと推測している。⁽⁷⁾

もちろんこのような否定的な解釈ばかりではなく、エピソードの意味を積極的に批判する研究者もいる。たとえば先に引用したホルクイストは本編とエピソードとの「不連続性」は作者の失敗によるものではなく、ドストエーフスキイはむしろ「二つの部分の差異を目立たせ」ようとしているのだと述べて、本編が探偵小説的なのに対し、エピソードではユダヤ・キリスト教的な「知恵の物語」なのであると主張している。⁽⁸⁾

また清水孝純氏もエピソードの「重要な機能」に注意を払いながら「本編においては、地上の裁きが、そして『エピソード』ではそれを越えた世界の裁きが扱われている」と記している。⁽¹⁰⁾ さらに多少観点は異なるにせよ中村健之介氏も「自然とのふれ

あい」の面からエピソードで描かれたラスコーリニコフの突然の甦生を説明している。⁽¹¹⁾

そして私達も先の小論で、ラスコーリニコフの感情と身体の働きに注目しながら、本編とエピソードとの一貫性を指摘し、エピソードの意味を認めた。⁽¹²⁾

だがこのようにエピソードの芸術的な整合性と説得力を認める立場に立つ場合でも、エピソードにおけるラスコーリニコフの倫理感の変化についてはまだ疑問点が残る。なぜならばエピソードには、ラスコーリニコフの倫理的な変化を否定する言葉がいくつも見られるからである。

たとえば、ドストエーフスキイは裁判の後でラスコーリニコフが「峻厳に自分を裁いてみたけれど、たけり狂った彼の良心は、だれにでもありがちな単なる失敗をのぞいては、自分の、過去にかくべつの恐るべき罪を見出さなかった」と書き、さらに「おれの良心は穏やかなものだ」という彼の独り言を記している。⁽¹³⁾

藤原藤男氏はこれらの箇所を引用して、「ラスコーリニコフは高慢な自負心から最後まで良心の苛責をうけず、罪を罪と認めなかった」と述べている。⁽¹⁵⁾ そしてエピソードの「重要な機能」を認めた清水氏も「作者は、ラスコーリニコフを良心の苛責という場におり立たせることはない」と断言している。⁽¹⁶⁾ さらに中村氏も「しかし、彼は自分の犯罪を悔いていなかった」というドストエーフスキイの言葉を引いて「作者は力をこめて、ラスコーリニコフの悔いを否定しているのである」と述べている。⁽¹⁷⁾

これらの解釈はいずれも、エピソードにおけるラスコーリニコフの倫理的な変化を否定しており、またエピソードに書かれた「良心」についての記述を信ずる限り、これ以外の理解の仕方はあり得ないように思える。

だが私達は『罪と罰』が文学作品であることに注意を払いたい。文学においては、言語の否定的現象である嘘も許容されるし、また一つの単語が用いられる状況によって全く反対の意味を持つ場合すらあり得るのである。

このことに注目するとき、私達は「良心」という単語が、エピソードにおいてはばかりでなく、本編においてもしばしば使われ、それらの中には明らかに対立していると思われるような用法も存在していることに気づく。もちろん、「良心」という単語は、ドイツ語の Gewissen と同様に共・知を意味するギリシャ語からの翻訳語であり、重い内容を持つ用語なので、それほど頻繁に使用されることはないが、それでも対話などにおいてはかなり重要な役割を演じているのである。たとえば、学生と将校との会話やラスコーリニコフとポルフィリイとの対話中の用法はよく知られているが、この他にも一、母の手紙を読み終えたラスコーリニコフの思考の中で 二、ラスコーリニコフとスヴィドリガリーロフとの緊張した対話の中で 三、妹ドゥーニャとスヴィドリガリーロフとの会話の中でも「良心」は無視しえない役割をになっっている。さらにはラスコーリニコフが横町を歩いている時に彼に声を掛けた二人の商売女の会話の中でも「良心」という単語

が用いられているのである。以下米川氏の訳と共に原文を引用してみよう。⁽²⁰⁾

「ねえ、かわいいだんな、わたしあんたとなら、いつでも喜んで一緒に遊ぶわ。だけど今はなんだか気が、さして、だめなの」

“Я, милый барин, всегда с вами рада буду часа разлегись, а теперь вот как-то совесть при вас не собыр», と言いつつ一杯やるために金を貸してくれとねだる。

するともう一人の女がそれを批判し、そんなことをしたら「わたしなんか恥ずかしくて穴へでも入りたいくらいだわ」(傍点筆者) “Я бы, кажется от одной только совести провалилась...” と述べるのである。そしてドストエフスキイは、ラスコーリニコフがこう「しゃべっている女を珍しそうにながめた」と記し、「女は落ち着いたまじめな口調で」批判していたと書いている。

大変さり気ない会話ではあるが、ここでも совесть (良心。訳文では傍点を付けた箇所) という単語は異なった形で用いられている。すなわち一人が金を借りるのにも「良心」を持ち出しているのに対し、他方はそんなことをしたら、私だったら良心の痛みだけでも耐えられない位だわ、と述べているのである。

以下、私達はこれらの主だった「良心」の用法を個々に分析しながら、「良心」の全体像へと迫ってみたい。そしてそのような全体的な視野が開けた時に始めて、エピソードにおける単語「良

心」の使用法の特徴も明らかになる筈である。

二、誤る良心

ラスコーリニコフが単語「良心」をどのように用いているかを調べる前に、私達は彼を犯行へと導くことになった大学生の言葉を分析してみたい。前回みたように、彼はここで「自然の修正」について語っていたのだが、それと共に「良心」についても語っているのである。少し長くなるが重要な箇所なので引用してみたい。

「ぼくはあのいまましい婆アを殺して、有り金をふんだくっても、誓って良心に恥ずることはないね」と大学生は熱っぽく語る。そして「しかし、そこには自然の法則がある」のではないかという対話者の反論に対して「なんの、きみ。だって人間は自然を修正し、導いているではないか。それがなかったら偏見のなかに沈没してしまわなきゃならんことになるよ。でなかったら、ひとりの大人物も出なかったはずだよ。人はよく『義務だ、良心だ』という——ぼくは何も義務や良心にたいして、とやかく言おうとは思わない——だがわれわれはそれをいかに解釈している、と思う？」（傍点筆者）。

ドストエフスキーはここで大学生に「それをいかに解釈していると思う」と良心の解釈についての論理的な問いを発しさせながら、しかし話題を急転させて、彼の解釈を記してはいない。もしこの問いに対する答えを書いているならば、私達は大学生が良心をど

のように解釈していたかを、より明確に知ることができたであろう。だがその反面、答えが記されていないために、「良心とはなにか」という問いは小説の終わりまで私達の関心を引きつけているように思われる。言葉を換えれば、ドストエフスキーは半ば意図的に答えを引き延ばし「良心」に対する論理的な定義を避けているのである。

このことの意味は後に詳しく見るが、さし当たって私達は、語られた範囲での大学生の言葉から、良心に対する彼の主要な解釈をいくつか抽出しておきたい。

まず第一には、彼が有害な老婆を殺しても良心に恥ないと考えていること。さらには、彼が「偏見」に左右されずに良心に従って行動することが大人物の条件であると考えていること。そして第三には、彼が義務と良心とを同列に論じていること。以上の三点がその特徴としてあげられるだろう。

良心に関する大学生の見解のこれら三つの特徴は、ポルフィリーの質問に答えて、「非凡人」の理論を説明したらラスコーリニコフの言葉の中にも見いだされる。

すなわちラスコーリニコフは、「自然法則に従って」人類は「凡人」と「非凡人」とに分かれていてと述べた後で、「非凡人」は「ある種の障害を踏み越えることを自分の良心に許す権利」を持っていると語り、もし発見や行動のために「人々の生命を犠牲」にする必要がある場合には、彼はそれらの人々を「排除する権利を持っている」ばかりでなく「排除する義務がある」と

主張している。そして非凡人は「自分の内部で、良心に照らして、血を踏み越える許可を自分に与える」のだと説明している（傍点筆者）。

これらの言葉に表現されているラスコーリニコフの良心理解は、先に見た大学生の理解と基本的に一致しているばかりではなく、彼独自の「非凡人」や「犯罪」の理論と結びついて、さらに鋭さを加えながら一層深い理論的展開を示していることと云えるだろう。彼の言葉で、注目に値するのは、大学生の発言では単に並べて論じられていたにすぎない「良心」と「義務」の関係が明白になり、「良心」が善悪の判断する機能を持つのに対して「義務」は選ばれた判断を実行に移すための「強制力」を持っていることである。それと共に「自分の内部で」と記されているように、自分の良心の自律性が明白に主張されていることにも注意を払いたい。

このようなラスコーリニコフの良心の理解に対して友人のラズミーヒンは「良心に照らして流血を認める」という思想は「法的な許可よりも恐ろしい」と述べており、ドストエフスキーは彼にこの「良心に照らして」という語句を二回繰り返し返させ、しかも二回ともイタリック体で書いて強調している。

ところで私達はこのようなラスコーリニコフの良心の理解がドイツの哲学者カントの定言的命法に似ていることに注目したい。すなわち、カントは「義務の概念は、…中略…常に善意志の概念を含むものである」と規定して義務に高い位置を与え、「絶対的

に善である意志の方式」として、『自分自身を同時に普遍的自然法則たらしめ得るような格律に従って行為せよ』という「義務の普遍的命法」つまり「定言的命法」をあげているのである。

私達はさらにカントやフイヒテにおいては「良心」が誤る可能性が否定されていることに注意を払いたい。すなわちカントは「誤る良心とは不合理なものである」と述べ、フイヒテもまた「良心は決して誤らないし、誤りえない。…中略…それは他のいかなる意識によっても吟味されない」と記しているのである。

クーンは、これらの説を引用しながら「誤りえない良心という説は良心を余りにも高揚させるがために、良心が良心たることをとめてしまふ」と批判し、さらに「良心の迷誤には多くの形態がある」ことを指摘しながら、その主な原因は「思惟者がその根本原理にもとずいて定式化した良心、つまり原一良心に、あたかもそれが良心そのものであるかのごとくに、頼ることにある」と分析している。

ナチズムに対する深い内省に支えられていると思われるクーンのこのような批判は論理的で説得力に富んでおり、ラスコーリニコフ的な「良心」理解に対するドストエフスキーの危惧の先見性をも明らかにしているように思える。すなわち「人類は自然の法則によつて」、「凡人」と「非凡人」の二種類にわけられると認識し、「非凡人」には彼の行為の障害となるものを排除すべき「義務」があると考えたラスコーリニコフにとって、彼の犯行は当然の論理的帰結であり、彼は自分の論理と行為との間に矛盾を

見いだすことはできない。そして彼の「根本的原理によって定式化」された「良心」もまた、その犯行の内面に誤りを指摘することは不可能なのである。

ラスコーリニコフは自首の直前にも妹のドゥーニャに「貧乏人の生血を吸っていたあんな婆アは、それを殺すだけでもかえって四十の罪が許されるくらいなものだ」と述べ、自首後も自分が犯した犯罪をふり返りながら、「おれの良心は穏やかなものだ」と考えるが、実際この意味では、ラスコーリニコフには悔恨の余地はなかったのである。

三、道徳的感情

こうして私達は『罪と罰』における良心の第一の構造を明らかにした。つきなる問題は、ラスコーリニコフが、理解したこのような良心の構造が、『罪と罰』に描かれた様々な良心の用法と一致し、それらを代表しうるか否かを明確にすることであろう。

ところで「良心」という用語が最初に用いられるのは、大学生の言葉の中でではなく、母からの手紙を読み終えたラスコーリニコフがその手紙について考える場面においてである。そこで彼は二回、良心という言葉を使っている。

まず最初に彼は「ドゥーニャをかわいがっておくれ、…中略…あの子はお前を自分自身よりもよけい愛しているのだから」と言う母の言葉を思い出しながら「息子のために娘を犠牲にすることを承知したので、自分でも内心ひそかに良心の苛責を感じている

のだろうか」と母について思う。

さらに彼は、兄のため、母のために自分を犠牲にして、愛しても尊敬してもない人物との結婚を承諾したドゥーニャのことを考えながら「おお、こういう場合我々は、自分の道徳的感情をも押さえつけてしまおうし、自由も安逸も、はては良心までも、何もかも一切合財、ぼろ市に持ち出してしまおうのだ」（傍点筆者）と考えている。

そして注目すべきはラスコーリニコフがこれらの言葉に続けて「そればかりか、自分勝手な屁理屈を考え出して…中略…ほんとうに良き目的のためにはこうしなければならぬなど、自分に言い聞かせもする。これがわれわれなのだ」（傍点筆者）と述べていることである。ここで彼は、人間が窮地におち入った時には「屁理屈」を考え出して、自分の「目的」を正当化しようとし、その時には「良心」さえもないがしろにされることを認識し、それを鋭く批判しているのである。このことはラスコーリニコフが、自分自身で考え出した理論（屁理屈）には無批判であったが、他者の理論（屁理屈）に対しては批判する能力を保っていたことを物語っていると見えよう。

それと共に私達は、ラスコーリニコフの「非凡人」の理論においては、「義務」が「良心」と同次元で論じられていたのに対し、ここでは「道徳的感情」という単語が良心と共に用いられていることにも注意を払っておきたい。

ところで、ラスコーリニコフによるこのような「良心」の用法

は、この箇所だけの例外的なもののだろうか。結論的に言えば、ラスコーリニコフに関してだけならば、そう言っても間違えではないだろう。けれども、ラスコーリニコフ以外の者、たとえばここで彼に批判されているドゥーニャやスヴィドリガーイロフまで視野を広げる時、私達は思いがけず、ラスコーリニコフがここで述べた「良心」論の新たな展開と出会うことになる。

だが彼らの思つまるような対決を分析する前に、私達は彼らの議論の伏線となるラスコーリニコフとスヴィドリガーイロフとの対話とそでの「良心」の用法を調べておきたい。

スヴィドリガーイロフは「マルファ・ペトロヴナもあなたが殺したと言われますが」というラスコーリニコフの問いかけに対して「さあ、あなたのその質問にはまったくなんと申しあげてよいかわかりませんよ」と確言を避けながら「もともと、自分の良心はこの点にかけては、しごく平静なものですからね」と述べている。さらに彼は妻マルファが残した遺産から一万ルーブルをドゥーニャにさしあげたいと述べ、なんの思惑もなくさしあげるのだから「良心にやましいところは、もうとうありません」と強調している。⁽³¹⁾

こうしてスヴィドリガーイロフは、ラスコーリニコフに「良心」について二度も語っているのだが、私達は彼によって語られたこれら「良心」の用法が、「マルファ」と言う名前の代わりに「高利貸しの老婆」を入れ換えるだけで、前節で見たラスコーリニコフの「良心」の構造と酷似してくることに気づく。つまり、

ラスコーリニコフは老婆の存在を有害で無益なものともみなし、また彼女が自分の金の有効な使い方を知らないという理由から、彼女を殺害し、その金を奪い取っても「良心」のやましさを感ぜなかつたように「あなたを見ていると何か自分に似通つたところがある」と語るスヴィドリガーイロフにも彼の良心を平静にさせるような「良心」の理解があつたと考えられるのではないのだろうか。

こうした仮定は一見無意味に思える。なぜならばラスコーリニコフは少なくとも彼なりの「正義」のために殺人に踏み切つたのに対しスヴィドリガーイロフは単に「自分の欲望」のために殺人を犯したからである。一体「欲望」のための殺人をも可能にさせるような「良心」の理論は成り立ち得るのだろうか。

このような疑問に対し、先に引用したクーンは「もし誰かが、自分は多情な交情を行うことを義務づけられている、という良心の意見を抱くとすれば、多情な交情の罪を避けることが彼にとつては罪となるであろう」と述べている。⁽³²⁾彼の指摘は重要である。確かに、各人が己れの「根本原理にもとづいて定式化」する限り、様々な良心の理論が可能なのである。そして「理性つてものは欲望につかえるもの」である⁽³³⁾と広言するスヴィドリガーイロフ自身の言葉を考慮するならば、私達は彼にも「欲望」を正当化させるような「良心」の理論があつたとはば断言しうるように思える。

こうして、ラスコーリニコフとは正反対に位置する筈のスヴィドリガーイロフによって語られる「良心」の用法とその概念は、

ラスコーリニコフの「良心」理論が持つ虚構性を暴露していると言えよう。

だがスヴィドリガーイロフと結びついた形での「良心」の用法は単にこれだけに止まらず、ラスコーリニコフとの対話を背景にしながら、ドゥーニャの対話にも持ち込まれている。

すなわち、スヴィドリガーイロフがドゥーニャを呼び出して、ラスコーリニコフの理論を説明し、彼の犯行をほめかすと、ドゥーニャは「でも、良心の苛責ってものが？ そうすると、あなたに兄に道徳的な感情がまるっきりないと思っちゃるんですね」(傍点筆者)と問い詰めているのである。この問に対して彼は答えず「現代は何もかもが汚濁してしまっているんですよ」と質問をすりかえている。

ここで注目したいのはスヴィドリガーイロフとドゥーニャの間でも「良心」は中心的な問題として取り上げられており、ドゥーニャが「良心」と「道徳的な感情」とを同列に論じながら、ラスコーリニコフの理論を「道徳的な感情」の点から批判していることである。それは「兄のために」愛のない結婚に踏み切ろうとしていたドゥーニャの行為を、ラスコーリニコフが「道徳的感情」の点から批判していたことを思い出させる。私達はそこで彼の批判が同時に彼自身の「良心」理解の手きびしい批判にもなり得ていることを指摘しながら、自分の作り出した理論体系の中では、ラスコーリニコフが自己の理論を批判し得ないことに留意した。ここではドゥーニャがまさにその正反対の状況に置かれているの

である。

そしてスヴィドリガーイロフによって用いられる「良心」のもう一つの用例はこのことに深く係わっている。つまり彼はラスコーリニコフの理論と犯行をドゥーニャに伝えた後で、兄を助けたかったら「兄のために」、自分に身をまかせよと迫り、もし彼女が彼の要求を認めても「あなたの良心には、なにもやましいところはない」と説得するのである。

彼の言葉は論理的であり、それなりに正しい。なぜならば、ドゥーニャが「兄のために」ルージンとの結婚を承諾し、そこに良心の苛責を感じなかったのなら、スヴィドリガーイロフとの行為にも良心が痛む筈はないからである。スヴィドリガーイロフの言葉は確かにドゥーニャの痛い所を突いたのである。

だがドゥーニャは彼の要求を断り、ではラスコーリニコフを警察に訴えるぞという彼の脅迫に対して、彼が妻のマルファを殺すために毒を買いに町へ行ったことを指摘する。すると彼は「もし、かりにそれが事実だとしても、それもお前のためなんだ」と答えて毒殺の事実を半ば認めるのである。そしてこのことは同時に、スヴィドリガーイロフにおける「良心の平静さ」がラスコーリニコフにおける「良心の穏やかさ」と全く同質のものであったことをも裏付けていると言えよう。

四、結び

こうして私達は長編小説『罪と罰』には、全く異なる「良心」の

用法があることを確かめた。すなわち一つは義務の観念と強く結び付いた良心の用法であり。他の一つは道徳的感情と結び付いた良心の用法である。さらにはスヴィドリガーイロフが用いていたような単なる方便としての良心の用法もあげることができるだろう。⁽³⁷⁾

この点で私達の興味を引くのは、ボルフィーリイとラスコーリニコフとの関係である。予審判事のボルフィーリイは自ら「私は終わった人間です」と語っているように、存在論的な次元ではラスコーリニコフに対してほとんど影響力を持ち得ていない。だが彼の言葉は論理的であり、ラスコーリニコフの心理的な核心へと肉迫し、また「私は心と良心を持つている人間です」と述べる彼の視線は、ラスコーリニコフのこうした良心の二重構造へと鋭く注がれているように思われる。

たとえばボルフィーリイは、ラスコーリニコフの非凡人理論を聞いた後で、警察がその非凡人を捜しだしたらどうなるかと問い「当人の自業自得ですよ」という答えを得ると「とにかく論理的ですね」と注釈しながら「ところで、その男の良心はどうなりますか」と問い詰めているのである。⁽³⁹⁾

さらに「あなたの知ったことじゃないでしょう」というラスコーリニコフのいらだちに対して「なに、ただちょっと人道的感情でね」（傍点筆者）と受け流し、ラスコーリニコフから「良心のある人間なら、自分の過失を自覚した以上、自分で勝手に苦しむがいい。これがその男に対する罪ですよ」という答えを得ている。

それと共に私達はボルフィーリイがラスコーリニコフとの会話の中で *совесть* (良心) から派生した *совестно* (恥ずかしい) という述語を用いていることにも注意を払いたい。そこでボルフィーリイはラスコーリニコフの良心理論を問い質した後に「もう一つちょっとした質問を許していただきたいのです」と述べ、「いやはや、たいへん迷惑をかけますね」*Беспокою вас очень вас, самому совестно,* と付け加えている。⁽⁴⁰⁾

米川氏はここで、*“самому совестно,* (自分でも恥ずかしいくらいです) の部分を訳出されておらず、またそれでも大きな意味の違いはないのであるが、ただこの稿の視点からは見逃せない言葉である。なぜならば既に見たようにボルフィーリイはここでラスコーリニコフに彼の犯罪理論と良心との係わりを詳しく問い質しているのであり、そのような彼の口から発せられた *“совестно,* (恥ずかしい) という言葉はラスコーリニコフの良心理解に対する鋭い皮肉となり得ているのである。

そして「良心のある人間なら、自分の過失を自覚した以上、自分で勝手に苦しむがいい」というラスコーリニコフの言葉に留意しながら本編を読んでいくと本編の終わり近く、第六編第一章で、「それは良心の苛責が、にわかにな彼を悩ましたようなふうであった」と書かれている文章と出会う。この言葉は一見すると、第一節で見たエピローグにおける「おれの良心は穏やかなものだ」という言葉と矛盾しているように思える。だが私達はすでに、『罪と罰』においては、良心という単語に全く異なった用法があるこ

とを知っている。このことに注意してもう一度エピソードにおける「良心」の用法を調べると、これらの言葉は共に突然の甦生が起きる以前のラスコーリニコフに関して用いられていたことに気がつく。そして第二に「たけり狂った良心は…中略…罪を見出さなかつた」という言葉に関しては、作者がここで単に「良心」とは記さず「たけり狂った」という形容詞を「良心」の前に付けていることを重視したい。「たけり狂う良心」は「良心」そのものと全く同一ではあり得ず、「荒れ狂う海」といった用法のように、「良心」の一部あるいは、一つの状態のみ表現していると考えるべきだろう。さらに、「誰が生きるべきで、誰が生きていけないか」などと人間が裁くことができるのかというソーニャの言葉とエピソードの終わり近くに記された「いまとなつては、もう彼女の確信はおれの確信ではないか？ すくなくとも、彼女の感情、彼女の意志ぐらひは…」（傍点筆者）というラスコーリニコフの言葉を想起するなら、この変化の後も彼の「道徳的感情」、すなわち「良心」が穏やかであり続けたと考えることは難しい。エピソードで用いられた「良心」の二つの用例は共に、良心の第一の概念でのみ使われていると断言してよいだろう。

こうして大学生によって発せられた「われわれはそれ（良心）——筆者）をいかに解釈していると思う」という問いは『罪と罰』全体を包み、論理的な限定なしに用いられている「良心」の用法は、読者をもまごつかせながら、この問いの解明へと引きつ

り込んでいたのである。そしてドストエフスキーは、小説の具体的な人間関係を通じて「良心」の重要性と「誤った良心」の危険性を指摘しえていると言えるだろう。

註

- (1) ベルジャーエフ、『ドストエフスキーの世界観』、『ドストエフスキー研究』、ドストエフスキー全集 別巻』、宮崎信彦訳、筑摩書房、昭和三十九年、五九頁
- (2) ローザフ、『ドストエフスキー研究——大審問官の伝説について——』、神崎昇訳、弥生書房、昭和三十七年、五九頁
- (3) ホルクイスト、「パズルとミステリー、——『罪と罰』をめぐって——」、松本耿夫訳、『現代思想』、9月号』、青工社一九七九年、一九九頁
- (4) エヴニン、『罪と罰』、『ドストエフスキー、人・時代・作品・思想』上野修司、雄渾社、一九七十年、一六二頁
- (5) カー、『ドストエフスキー』、松村達夫訳、筑摩書房、一九六六年、一九五頁
- (6) Ф. М. Достоевский, Полное собрание сочинение в 30 томах, т. 7, Ленинград, Наука, стр. 204
- (7) 小林秀雄、『ドストエフスキー』、講談社、昭和四十一年、二七五頁

- (8) ホルクィスト、前掲書、一八六頁
- (9) 清水孝純、『ドストエフスキー・ノート——『罪と罰』の世界』、九州大学出版会、一九八一年、一九二頁
- (10) 清水孝純、前掲書、二〇〇頁
- (11) 中村健之介、『ドストエフスキー・生と死の感覚』、岩波書店、一九八四年、三六頁
- (12) 拙論、「ラスコーリニコフの自然観をめぐって——感情と身体の働きを中心に——」、『文明研究、第三号』、東海大学文明研究会、昭和六十年、三五～四八頁
- (13) Ф. М. Достоевский, Полное собрание сочинение в 30 томах, т. 6, Ленинград, Наука, стр. 417
- (14) Там же, стр. 417
- (15) 藤原藤男、『ドストエフスキー——生涯、文学、思想、神学——』、キリスト新聞社、一九八二年、一〇四頁
- (16) 清水孝純、前掲書、一三三頁
- (17) Там же, стр. 417
- (18) 中村健之介、前掲書、四頁
- (19) クーン、『存在との出会い』、斎藤博、玉井治訳、東海大学出版会、一九七三年、九頁
- (20) Там же, стр. 127
- (21) Там же, стр. 54
- (22) Там же, стр. 199—200
- (23) Там же, стр. 202—203
- (24) クーン、前掲書、二〇四～二〇六頁
- (25) クーン、前掲書、二一五頁
- (26) カント、『道徳形而上学原論』、篠田英雄訳、岩波書店、昭和三五年、二三頁
- (27) カント、前掲書、八九頁
- (28) カント、前掲書、六四頁
- (29) Там же, стр. 400
- (30) Там же, стр. 38
- (31) Там же, стр. 223
- (32) Там же, стр. 224
- (33) クーン、前掲書、二〇六～二〇七頁
- (34) Там же, стр. 215
- (35) Там же, стр. 378
- (36) Там же, стр. 381
- (37) 第三のグルーブにはレージンが語る「良心」(стр. 277)や「人道的な感情」(стр. 287)と云った言葉を入れることができるだろう。
- (38) Там же, стр. 345
- (39) Там же, стр. 203
- (40) Там же, стр. 203
- (41) Там же, стр. 337
- (42) Там же, стр. 313
- (43) Там же, стр. 422

『罪と罰』の訳は原則として米川正夫氏の訳に従ったが、一部に改変して用いさせて頂いた箇所がある。なお、引用頁数はすべて原文の頁を示した。」